

# 単価契約仕様書

環境政策局南部クリーンセンター

(担当 燃料化施設係 細野、中川 604-5880)

件名	(単価契約) バイオディーゼル軽油混合燃料 (B5) 第2四半期
形状・寸法	仕様のとおり
予定数量	16,000L (リットル)
契約期間	令和7年7月1日から令和7年9月30日まで
契約条件	<p>本契約は、ごみ収集車の燃料に使用するバイオディーゼル混合軽油燃料 (以下「B5」という。) を下記の内容で給油所 (以下「給油スタンド」という。) に納入するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 B5仕様</p> <p>B5は、軽油にバイオディーゼル燃料 (脂肪酸メチルエステル) を混和したバイオディーゼル混合軽油とし、「揮発油等の品質の確保等に関する法律で定める軽油強制規格 (以下「軽油強制規格」という。)」に適合する品質 (別表) によるもので、バイオディーゼル燃料は、廃食用油を原料としたものとし、4質量%以上混合されているものとする。</p> <p>なお、B5にかかる軽油引取税は、金額に含まれているものとする。</p> <p>2 納入場所</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・南部クリーンセンター (構内給油スタンド) 京都市伏見区横大路千両松町 予定数量: 4,000L</li><li>・北部クリーンセンター (構内給油スタンド) 京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地 予定数量: 4,000L</li><li>・東北部クリーンセンター (構内給油スタンド) 京都市左京区静海市原町1339番地 予定数量: 4,000L</li><li>・交通局横大路営業所 (構内給油スタンド) 京都市伏見区横大路橋本町 予定数量: 4,000L</li></ul> <p>3 納入条件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 1回あたりの納入量は、4,000Lから12,000L、納入頻度は、期間中1~2回程度を想定している。</li><li>○ 納入は、タンクローリー車とし、接続金具は給油スタンド給油口に合うものを用意すること。</li><li>○ ローリー納入の際は、危険物取扱者甲種または乙種第4類の有資格者が行うこと。</li><li>○ 発注後2日以内にB5が搬入できることとし、日曜日を除く指定日に納入すること。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納入時間は、交通局横大路営業所については11:00～12:00の間、その他は13:00～16:00までの間とし、南部クリーンセンター燃料化施設系の職員の指示に従うものとする。</li> <li>○ ただし、予定数量及び1回あたりの納入量は、利用する市バス・ごみ収集車の走行状況や施設の整備期間によって変動がある。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</li> <li>○ 支払額は、納入伝票の納入量に基づく金額とする。</li> <li>○ 給油スタンドへの納入の際、納入量を記載した伝票を納入場所の給油担当者に提示し、確認を得るものとする。また、南部クリーンセンター燃料化施設系にも別途で納品伝票を提出のこと。</li> <li>○ 費用の請求は、月末に納品伝票により集計し、請求をするものとする。</li> </ul> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約後速やかに、次の書類を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入するB5において、軽油強制規格に適合しているかを確認するため、初回納入時までに軽油強制規格に適合していることを証明する品質確認結果（揮発油等の品質の確保等に関する法律に則り、軽油特定加工業者*がB5の品質確認した結果の写し。ただし、直近3箇月以内のものに限る。）</li> <li>※ 揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の9第1項に定める経済産業大臣の登録を受けている者</li> <li>・ 納入するB5の品質確認をした軽油特定加工業者が経済産業大臣の登録を受けていることを証明する書類の写し</li> <li>・ 納入体制（受注者、軽油特定加工業者、納入（運搬）業者及び緊急連絡先など）が分かる書類</li> </ul> </li> <li>○ 納入した燃料品質が原因による車両又は給油スタンド等の損害については、速やかに原状復旧、修繕又は損害賠償するものとする。</li> <li>○ 本市へ搬入する業務を第三者に委託する場合は、承諾が必要なため、再委託承諾申請書（別紙）を事前に提出すること。</li> </ul>
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

(別表) 揮発油等の品質の確保等に関する法律で定める軽油強制規格

項目	規格値	試験方法
硫黄分	0.001 質量%以下	JIS K 2541-6
セタン指数	45 以上	JIS K 2280-5
蒸留性状 (90%留出温度)	360℃以下	JIS K 2254
トリグリセリド	0.01 質量%以下	経済産業大臣が定める方法
脂肪酸メチルエステル	5 質量%以下	経済産業大臣が定める方法
メタノール	0.01 質量%以下	経済産業大臣が定める方法
酸価	0.13mgKOH/g 以下	JIS K 2501
ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計	0.003 質量%以下	経済産業大臣が定める方法
酸化安定度 (※)	65 分以上	経済産業大臣が定める方法

※ 当分の間、酸価の増加の測定方法において測定した数値が 0.12mgKOH/g 以下である軽油は、酸化安定度の基準を満たすものとみなす。

(別紙)

## 再委託承諾申請書

令和 年 月 日

(宛先 京都市長)

(受注者)

住 所

名 称

代表者の職・氏名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

### 記

- 1 契約件名
- 2 再委託の内容
- 3 再委託の相手方
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 氏名又は代表者の職・氏名
  - (3) 所在地
  - (4) 電話番号
- 4 その他

この申請書の提出に当たっては、必要に応じて、本市が定める「再委託の承諾をしない場合」に該当しないことが確認できる資料を添付してください。

受注者（申請者）が本市から再委託の承諾を得た後、更に第三者に委託（再々委託）しようとする場合は、受注者、再委託の相手方及び再々委託の相手方の本件契約における関係や担当業務について、一覧（ツリー図）にしたものを提出してください。（再々委託以降の再委託も同じ。）